

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成22年4月20日(火)

開会 10時00分

閉会 12時15分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 牛場まり子委員長、清水明委員、竹下譲委員、丹保健一委員、向井正治教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 向井正治(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 真伏利典 学校教育分野総括室長 松坂浩史

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育振興ビジョン策定特命監 福永和伸

予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 中森明美 予算経理室主査 大市美保子

予算経理室主査 中村景介

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 吉間禎夫 人材政策室主幹 松本忠

福利・給与室長 福本悦蔵 福利・給与室副室長 堀内英樹

学校教育分野

高校教育室長 齋藤俊彰 高校教育室副室長 加藤幸弘 高校教育室充指導主事 脇谷明美

小中学校教育室長 西口晶子 小中学校教育室副室長 鈴木憲

小中学校教育室充指導主事 松島功城

特別支援教育室長 浅生篤 特別支援教育室副室長 東直也

特別支援教育室充指導主事 伊達隆

社会教育・スポーツ分野

社会教育・文化財保護室長 野原宏司 社会教育・文化財保護室主査 中野環

5 議案件名及び採決の結果

	件名	審議結果
議案第1号	三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案について	原案可決
議案第2号	専決処分の承認について(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則)	原案可決
議案第3号	専決処分の承認について(公立学校職員の給与および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則)	原案可決
議案第4号	公立学校職員の期末手縦及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について	原案可決
議案第5号	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について	原案可決
議案第6号	平成22年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について	原案可決
議案第7号	三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について	原案可決
議案第8号	三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について	原案可決
議案第9号	三重県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について	原案可決

6 報告題件名

件 名

- 報告 1 次期教育振興ビジョン（仮称）の審議経過について
- 報告 2 損賠賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（その 1）
- 報告 3 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について（その 2）
- 報告 4 平成 22 年度三重県立高等学校入学者選抜・平成 22 年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

7 審議の概要

・開会宣告

牛場まり子委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会（平成 22 年 3 月 24 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員承認する。

・議事録署名人の指名

丹保委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号が人事案件のため秘密会で審議することを承認する。
会議の進行は、公開の議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号を審議し、報告 1、報告 2、報告 3、報告 4 の後、非公開の議案第 6 号、議案第 7 号、議案第 8 号、議案第 9 号を審議する順とすることを確認する。

・審議内容

議案第 1 号 三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（予算経理室長説明）

三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 22 年 4 月 20 日提出。三重県教育委員会教育長、向井正治。

提案理由、三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

それでは、2 ページをご覧ください。三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則案要綱です。1 改正理由、高等学校専攻科における休学時の授業料負担の軽減を図るため、授業料の徴収規定を改めるものである。2 改正内容、次に掲げる規則について、休学が全月にわたる月の場合は授業料を徴収しないよう規定を改める。（1）三重県立高等学校授業料等徴収規則、（2）三重県立高等学校学則の基準に関する規則。3 附則、（1）公布の日から施行するものとする。（2）この規則による改正後の三重県立高等学校授業料等徴収規則及び三重県立高等学校学則の基準に関する規則の規定は、平成 22 年度以後の年度分の高等学校の授業料について適用し、平成 21 年度までの高等学校の授業料については、なお従前の例による。ということです。

背景も含めて、少し説明させていただきます。今回の改正ですが、授業料の徴収に係るものです。ご存じのように、この 4 月から県立高校の授業料は徴収しないということになっています。しかし、無償化は高等学校を卒業してから進む課程である専攻科については対象とはしていません。つまり、三重県ではこの専攻科に在籍する生徒からは、引き続き授業料を徴収することとしています。したがって、今回の授業料の徴収に関する規定の改正は、この専攻科の生徒を対象とするものです。なお、この専攻科がありますのは、現在、桑名高校に衛生看護科として 2 学年 4 クラス、また、水産高校の漁業専攻科、機関専攻科があります。生徒数は合わせて約 100 名ということになっています。今回のこの規則改正ですが、休学時の授業料の徴収

に関するものとなっていますが、これまで休学が許可された場合の授業料と申しますのは、4ヶ月以上にわたる場合の休学の場合のみ徴収しないということになっています。つまり、2ヶ月や3ヶ月程度の休学では授業料いただくということになっていました。実はこのような、長期の休学時に限り授業料を徴収しないこととすると決めている県は全国的には少なく、4ヶ月以上のみを不徴収ととしている県は三重県と神奈川県のみでした。また、3ヶ月という県も10県ほどありますが、多くは1ヶ月間、つまりまるまる1ヶ月休学した場合であれば、授業料を徴収しないと定める県が多いのが現状でした。こうした現状を踏まえて、今回、4ヶ月以上の休学の場合に徴収しないとしていたものを、休学期間が全月にわたる場合は徴収しない。平たく言うと、休学の許可を受けた翌月からは、もう授業料を徴収しないという内容に改めるものです。

対象となる人は、この専攻科生徒100名のうち、年間に数名出るか出ないかという程度だと思われませんが、病気などで休学のやむなきにいたった生徒のご家庭の負担軽減を図っていきたくて、今回の改正に臨んだところです。なお、お手元の配付資料3ページ、4ページは関係する2規則を合わせて、ここに規則の新旧対照表を付けさせていただいたものです。

説明は以上です。

【質疑】

委員長

議案第1号はいかがでしょう。

丹保委員

専攻科ということですが、高校全体ということですね。専攻科以外もということですね。

予算経理室長

先ほど申しましたように、専攻科の方からは授業料を徴収していますので、徴収する徴収しないの問題が出てきますが、専攻科以外の方については、この4月から無償化となっています。授業料そのものをもう徴収しないということになっていますので、今回の規定は専攻科のみにかかるものです。

丹保委員

高校の無償化というのは、条件はなかったですか。

予算経理室長

何の条件もありません。県立学校の場合、在籍している方については基本的に全て不徴収とするというような決めになっています。

丹保委員

そうすると、何歳以上だったらというような、そういうのは全くないわけですか。

予算経理室長

昨年1年間、おっしゃるように年齢制限を設けるとか、様々な所得制限を設けるとか、二転三転した時期がありましたが、最終的には全ての方を不徴収にするということで対応させていただいています。

丹保委員

では、年齢制限は全然なくなったということですね。

予算経理室長

ありません。

副教育長

36ヶ月と48ヶ月ですね。

丹保委員

そういういろいろな条件が付くのではないかと申し上げたかったのですが、もう何年そこいようと、浪人しようと、全部無償化になったということですね。

予算経理室長

はい。もう少し詳しく申し上げますと、実は公立では基本的に全部無償にするけれども、例外を設けてもいいという規定があります。それを受けて、実は各都道府県で対応がまちまちでして、私学とのバランスもあることから、先ほど、少し副教育長が話しました36ヶ月とか48ヶ月とかいうのがあります。全日制の場合は正規の修業年限が36ヶ月で、それを越える生徒については、いわゆる留年をされた方ですね、こういった方については授業料を取るという県もいくつかあります。三重県の場合は、そういうものも含めてすべて法の趣旨にのっとって無償という判断をしました。

丹保委員

例外なしと。分かりました。

教育長

念のためにですが、全額国費がくるわけではありません。

委員長

県の負担分はそのままということですね。

竹下委員

関連質問でいいですか。今、留年しても全然関係なく無償にするという話でしたが、そうなるとこの専攻科の方をどうして有料にするということになったんですか。その経緯を教えてください。

予算経理室長

今回ののは、全国的に法律によって取り組まれている授業料の無償化ですが、これは高校生段階にある方を対象にしたものです。そもそも法律が高等学校の専攻科を除くという規定になっていまして、高校段階の人だけは無償化にしますが、高校を卒業して新たなステップへいった人については、今回の法律の対象外となっていることから、三重県においても、高校を卒業した人については、無償化の対象にはしていません。

竹下委員

例えば、この桑名の看護の方は卒業してから入れるんですか。1年生の初めから入るのではなくて、どこかの高校を卒業してから専攻科に入れるのですか。

学校教育分野総括室長

専攻科に入る子は桑名の衛生看護科を卒業した子どもです。ただ、卒業式も行い卒業証書ももらって、専攻科にもう1回入ります。

竹下委員

もう1回入るということは、看護師さんになる人たちはその高等学校だけでなれるんですか。

学校教育分野総括室長

なれます。

竹下委員

専攻科に入らなくてもなれるのですか。

学校教育分野総括室長

それはなれません。

竹下委員

専攻科に入らなければいけないのでしょうか。ということは、それでもう一つの一貫した教育なわけでしょう、専攻科の修了まで。それならば、法律で高校を無償化したという場合には、高校分の3年間だけというのは、ちょっと趣旨に合わないのではないですか。やはり一応卒業資格を、きちんと社会に出られるというような立場になるまで無償化するということになるのではないですかね。そういう検討はされたのでしょうか。

副教育長

高等専門学校というのは5ヶ年ありますが、そこもやはり3年間分しか見ません。

竹下委員

見ないのですか。

副教育長

はい。その並びということで、衛生看護科、先ほど松坂総括が言いましたが、3年間行ったら卒業して、5ヶ年一貫教育とはいうものの3年で基礎課程は終わりということなんです。ですから、3年生が終わって、例えば転入するとか、そういうこともあり得るということで、要は3年間だけは国が義務的に面倒をみましようということです。

竹下委員

あまりにも杓子定規ではないかという気はするのですが、全国的にそうなのかもしれませんが、もし無償化するというならば、その政府のが、民主党の政権がおかしいのであって、だから、県でそういう、他のところで留年しても、それを県費でやるということではできませんか。

副教育長

非常に難しい。この上乘せの2年というのは、短期大学にあたる2年ですよ。そこも無償化になるのかという話になるわけです。そうすると、衛看の場合は5年行かないと、国家資格の受験資格は得られないわけですが、それでも短大資格はありません。そこはまだまだ学校教育法の課題ではあるのですが。

竹下委員

高専もそうするわけですね。

副教育長

高専も同じように、2年分は積まないとなっています。

竹下委員

2年分は有料ですね。

副教育長

短大も積まないということで、一貫してこの上の2年は積まないということです。

竹下委員

普通に考えればおかしな話だよな。

副教育長

衛看よりはもっとおかしいのは高専ですよ。高専の5ヶ年を3年分間しかみない。まだ衛看の場合は、専攻科というのは、一度、高校の基礎課程3年で卒業するわけです。

竹下委員

卒業証書はもらえるのですか。

副教育長

もらえるわけです。だから、無償化の対象にならないというのはよく分かるのですが、高専そのものも無償化にしないから、まして、いわんや、衛看をやということです。

竹下委員

そういう議論はあったんですか、なかったんですか。

副教育長

あったと思います。

竹下委員

三重県ではあったんですか、なかったんですか。

副教育長

三重県では何でだろうと言いながら、国からそうやってきたときに、いろいろとこちらの方から、竹下委員と同じように、5年で教育が完結するのだからという話はしたのですが、高専とか、あるいは短大と合わせると、やはり2年分は積めないだろうということです。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第2号 専決処分の承認について（公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則）（公開）

（人材政策室長説明）

平成22年3月29日急施を要したため、別紙のとおり規則改正の専決処分をしたので、これを報告し承認を求め。平成22年4月20日提出。三重県教育委員会教育長、向井正治。

提案理由、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について、急施を要したため、三重県教育委員会教育長事務専決規程第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告し承認を求め。これが、この議案を提出する理由である。

その一部改正についての概要を1ページにまとめさせていただいています。改正の理由ですが、3月24日の教育委員会において、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」をご審議いただきました。その中で、時間外勤務代休時間の規定を整備したところです。その規定の具体的内容について、今回、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則において所要の改正を行うということです。1のところの時間外勤務代休時間の規定ですが、繰り返しになりますが、月60時間を超えた時間外勤務に対しては、まず、労働基準法等の改正もありまして、支給割合を引き上げるということです。通常は平日、100分の125の割増しが100分の150になるということです。その場合、引き上げ分の時間外勤務手当の支給に代えて代休時間を取ることができるというのが時間外代休時間の規定です。

それで、2の主な改正内容ですが、（1）時間外勤務代休時間を指定できる期間ですが、時間外勤務が60時間を超えた月の末日の翌月日を起算日とする2月後の日までです。例えば、この4月に60時間を超えた時間外勤務を命じられて、その時間外勤務をした場合に、その超えた時間数を代休として取ることができるんですが、その取れる期間が4月でしたら5月、6月の2ヶ月間の間に取得が可能という規定を設けたのが（1）です。

（2）が、時間外勤務代休時間として指定する時間数ですが、時間外勤務手当の支給割合の区分というのがありまして、その区分ごとの月60時間を超える時間外勤務時間数に応じ、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{3}$ 、 $\frac{1}{4}$ のように計算した時間数でカウントするというものです。を見ていただきますと、先ほど申し上げた通常の勤務日の時間外勤務の場合は、通常でしたら60時間までは100分の125の割増しなんですけど、60時間を超えた時間に対しては100分の150の割り増しということで、100分の25が加算されます。その100分の25というのを手当として受けない代わりに、代休として取得が可能ということです。ですので、もし1時間超えたらその4分の1時間、64時間ということで、4時間超えると4時間×100分の25ということで、1時間の代休を取

得できるという規定が(2)です。

(3)がその指定の単位ですが、1時間単位、又は7時間45分。この7時間45分というのは、一般的な職員の1日の勤務時間が現在7時間45分ということでそういう形にしているわけです。

(4)は、その指定する時期ですが、始業あるいは終業の時刻に連続する勤務時間、通常の勤務でしたら8時半から、あるいは終わりの17時15分に連続する時間の代休を取得できるというのが主な改正内容です。

(5)は、今の代休制度とは全然違う部分ですが、夏季休暇という制度がありまして、これまでは7月から9月までの間に、5日間、職員がそれぞれ交代で取得したわけですが、その7月を6月まで拡大して、より計画的に取りやすくするというので、6月から9月までの間で5日間ということに改めています。

3の専決処分を行わせていただいた理由ですが、当然ながら規則の一部改正については、関係法の規定により教育委員会の議決が必要なのですが、この前提となった条例の一部改正にかかる議会への議案提出というのが3月29日ということになりました。それで、施行が4月1日からでしたので、前回の3月24日開催の定例会には提出することができませんでしたので、専決処分をさせていただいた次第です。

最後の8ページに、その条例の一部改正の概要、先ほど口頭で説明させていただいた部分です。1の改定内容の(1)が時間外勤務手当の支給割合がこういう形で引き上げになったということです。今、申し上げたのは(2)の時間外勤務代休時間が新設されたということで、その2行目に引き上げる分の支給に代えて時間外勤務代休時間を指定できることとする、というのが条例の内容です。それぞれ今回の規則の改正を専決処分させていただいたところです。

以上です。

【質疑】

委員長

議案第2号はいかがでしょうか。

竹下委員

理解できないからの質問ですが、代休を取った場合に非常に短くなりますね。これでその分は全部消えてしまうんですか。

人材政策室長

例えば、この4月に合計64時間の時間外勤務をした場合、時間外勤務そのものの64時間は変わりません。それで、平日ばかりで考えさせていただきますと、60時間までは割増し賃金の100分の125が払われて、代休を取らない場合は、4時間に対しては、60時間を超えていますので100分の150が支給されます。もし、4時間分の代休を取った場合は、その時間外の支給割合は100分の125になり、手当としてはそれが支給されます。代休を取りますので、その割増し賃金に相当する100分の25は時間外手当としては受け取らずに、それに相当する時間分を翌月、翌々月に代休として取得できるということです。4時間分の単価で計算すると100分の25の割増しというので、時間に置き換えると4時間×100分の25で1時間の代休が取れます。

竹下委員

その代休を取った場合にどうなるのですか。代休を取った場合には3時間分の手当が出るのですか。4時間分ですか。

人材政策室長

4時間分の手当が出ます。

竹下委員

その比率は変わるのですか。

人材政策室長

その比率は、通常の60時間までと同じ100分の125です。昨年度まではそういった代休制度も割増しもなかったもので、64時間の場合でも、ずっと100分の125という割合だったんですが、まず、100分の125の支給割合が割増しになり、加えて、その割増しを受け取らない代わりに代休を取得できると、そういう制度に変わったということです。

竹下委員

現実にこういう代休は取り得るんですか。取れる可能性はあるんですか。例えば、1時間や2時間代休を取っても、朝少し出勤を遅くして来ることがあっても、今度はその分の仕事も全部その時間内でやらないといけない。だから、昼休みも実質的にはほとんどなくなってしまうというようなことになるのではないのでしょうか。

人材政策室長

おっしゃるように、そもそも労働基準法が改正されてこういった制度が創設されたわけですが、その趣旨も長時間労働を抑制して、家庭と生活の両立を図る、というものです。これもその仕組の一つではあるとは

と思いますが、長時間労働を、60 時間を超えて時間外勤務をせざるを得ないという状況が、翌月、翌々月までずっと続くとすれば、なかなか代休制度そのものは機能しにくいところだと思います。そこは業務の割り振りとか、この制度の趣旨を踏まえて、勤務時間そのものを縮減するというように、法律に合わせてやっていかないと、うまく機能しないと思います。

竹下委員

それができるのですか。物理的に可能なんでしょうか。仕事の割り振りをするとかね。誰か他の、少し時間がありそうな人に手伝わせるというようなことは可能なんでしょうか。

人材政策室長

これまでも、時間外勤務を含めた総勤務時間の縮減については、教育委員会だけではないのですが、オール県庁で取組を進めています。とりわけ、年間で 500 時間を超える時間外勤務ということは相当の超長時間勤務になりますので、まずそのあたりを解消をしようということで取組を進めています。一つひとつなかなか難しいところはあるのですが、県庁の大きな流れとしては、そういうところは、所属長のマネジメントなり、あるいは部全体の業務の割り振りも含めてやっていこうという努力は重ねています。なかなか上手くできないところはあるんですが、そういうことを併せてやっているところです。具体的に取れるかどうかというのは、時期が集中するもありますので、その时期的な業務が一段落したときには取るのは可能だと思っています。

竹下委員

そういうことがあるんだっいたらいいのですが。ある部署は一貫して 1 年中忙しいということであるならば、こういうものを実現できる、代休を実現できるような、そういう仕組みを作らないといけないと思いますので、その点だけ意見です。

委員長

では、よろしいでしょうか。

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第 3 号 専決処分の承認について（公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（公開）

（福利・給与室長説明）

平成 22 年 3 月 29 日急施を要したため、別紙のとおり公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成 22 年 4 月 20 日提出。三重県教育委員会教育長、向井正治。

提案理由、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則について、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規程第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項によりこれを報告して承認を求める。これが、この議案を提出する理由である。

それでは、かなりややこしいのですが、資料 5 ページをお開きください。先ほど議案第 2 号で時間外の関係の話をしました。その手当の関連です。改正内容としては、それに基づく手当をどうするかということの規則上の整備。もう 1 点は学校の統廃合に伴い、前年の 12 月にへき地の学校の関係の指定をしていただいたところですが、それから名前が変わっていますので、その等級指定表の整備を行うというこの 2 点をお諮り申し上げたいと思っています。

専決処分を行った理由については、議案第 2 号と同様です。この規則の一部改正についての概要について申し上げたいと思います。改正内容については、月 60 時間を超えた時間外勤務の算定のこと。それと、月 60 時間を超える時間外勤務手当の支給割合の引き上げの対象としない勤務について、日曜日、土曜日を週休日とされた職員にあっては、その日曜日。交代制勤務者、その他職員にあっては、月の最初の週休日からその月における日曜日の日数分の週休日までの週休日における勤務。よりややこしいのですが、要は日曜日の 60 時間を超えた超勤の分については 100 分の 25 の付加がないということです。日曜日は対象としません。60 時間を超えても、その分は足し算はせず、従前のままの率でいくということです。また、これらの週休日について、週休日の振替を行った場合は、当然その振り替えられた週休日の勤務は、その割増しの対象としない日とさせていただきます。

それと、月の途中で勤務の形態に変更があった場合、通常勤務の者がそういう交代制勤務についたような場合などは、今までの事例に照らし合わせて、均衡を勘案して県委員会で決めさせていただくということです。

あと、時間外の代休時間に勤務した場合です。先ほど 60 時間超になったときの勤務時間については代休を設けるということでした。その代休として指定された日にどうしても休めなかった、働いてしまったというときには、その部分の給与を働いたときの翌月に支払うということが、今回お諮りする議案の内容です。

以上、非常に雑ばくな説明ですが、そういう改正を求めていますので、何とぞよろしく願い申し上げたいと思います。

それとあと、学校の統廃合についてですが、これは熊野の飛鳥地区に3つの小学校がありました。日進小学校、荒坂小学校、飛鳥小学校でございますが、これが4月1日をもって3校を統合して、飛鳥小学校として1校に残った格好になります。ただし、これは日進小学校の場所へ飛鳥小学校の名前を残すというややこしい形を取りました。それで、12月にお諮りをしたときには日進小学校でへき地指定をしています。ですが、4月からはその日進小学校の看板を掛け替えて飛鳥小学校としましたので、その部分の名前の差し替えのためにお諮りを申し上げます。

以上です。

【質疑】

委員長

議案第3号はよろしいでしょうか。

丹保委員

最初の部分ですが、日曜日の振替のところをもう一度説明してもらえますか。

福利・給与室長

日曜日については、労働基準法の改正においても法定休日ということで、元々、時間外をさせてはいけな、休ませなければならぬというのがあります。そのような中で、日曜日の時間外というのを想定せずに、そこは省いて休ませなさいという元よりの話です。そこへ超過の手当を付加するという事は、法の改正も避けていますので、それを私どもそのまま適用させていただき、日曜日の勤務については、超過の勤務手当の率を取らないとさせていただくということです。

教育長

議案第2号の8ページ、ここが一番上のところにありますが、月60時間を超える時間外勤務について、日曜日又はこれに相当する日を除く、と元の規定がそうになっています。それに従って、日曜日にあたる場合は省くとか、細かい週休日が変わった場合とか、そういう細かい規定を整備したというのが、この趣旨です。

基本のところ、この法の規定に沿った格好で、細かい規則を定めています。

竹下委員

少しまだ理解できないのですが、日曜日に働いたらどうなるのですか。

福利・給与室長

日曜日に働きますと、60時間を超えた場合、もちろん振替の制度がありますので、日曜日の勤務の時間を自分でも指定して、振替えることも可能です。ただ、振替えない場合もありますので、その場合は手当をお支払いすることになります。それは60時間を超えましても、そのまま100分の125という形でお支払いすることになります。

竹下委員

普通の計算で払っていくわけですね。

福利・給与室長

失礼しました。率だけ訂正させていただきます。週休日に働きますと、100分の135です。今、125と言いましたので。

丹保委員

やはり変な感じですね。

教育支援分野総括室長

そうですね。日曜日でしたら、この60時間を超えて働いても加算はしません、元々は休みの日というように決まっているので、そこは除外してこの全体の枠組みを作りましたというのが元々の主旨です。

竹下委員

そうなることは分かるんですが。

教育長

この規定だけでいろいろな長時間労働をしていくというわけではありません。いろいろな取組全体の中で、こういう仕組みも入れていって、トータルとして超長時間勤務を抑えていきましょう、その取組を使用者の側でもしてくださいという、いろいろな取組の中で決めた改正の1つということです。これだけでどうこうするとか、これだけを出すと、少し矛盾があるというところはあると思います。

竹下委員

矛盾とかそんなこと聞いているのではなくて、実際どうなっているのかということを知りたいのですが。

先生の場合、日曜日に働かざるを得ないということが往々にしてあるわけでしょう。そういうときに、日曜日に働いても、他の日に代休を取るなどということはおそらくできないでしょうから、働きっぱなしになりますよね。そうすると、それがかなり日数を重ねた場合、日曜出勤というのがかなりあったような場合は、全額それはお金で払うということになるんでしょうか。

福利・給与室長

前提が異なります。これはいわゆる時間外という概念です。規則が変わりますが、教員の場合は時間外勤務手当を支給していません。教職調整額の4%が入っているので、実はこの規定は適用されないんです。事務職員ということで考えていただきたい。教員の場合は逆に言えば、時間外の概念はありませんので、今回は適用されません。

竹下委員

分かりました。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第4号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成22年4月20日提出。三重県教育委員会教育長、向井正治。

提案理由、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

それでは、2ページをお開きください。改正内容ですが、先ほどからご審議をいただいている時間外勤務の代休時間が新設されています。この代休時間については、例えば、病気休暇等に係る勤勉手当の除算期間、全期間を勤務していただくと勤勉手当は100分の100ということですが、病気休暇等があると100分の50というように、日数によって期間率というのがあり、それに反映するようになっていきます。そのように引いてしまうのですが、その中で引いてはならない除算期間というものがあります。例えば、週休日です。病気休暇ですと、3ヶ月休むとその中に土日等週休日も含みますので、そういうのは除算しています。それと同じように、この代休で休んだ時間というのは、そのまま週休日と同じように除算をしましょうということになります。その規定の整理です。よろしく申し上げます。

【質疑】

委員長

議案第4号、いかがでしょうか。

竹下委員

これは単なる感想ですが、1ページを見ると、規則の中に非常に長い文章を付け加えるんですよね。期末手当及び勤勉手当に関する規則の第11条第2項第6号に非常に長い文章を付け加える。こういうことになってくると、これは普通の人を読んでも意味が全く分からないですよ。こういうので本当にいいのかなという疑問を最近持っているのですが、これはそういう感想だけですが、何とかならないかなと。こんなもの法律がこうなっているから仕方がないということでしょうけれども、日本の法律が明治以来変わっていないのではないかという気がします。結構外国などは変わりつつあるのですから、文章が平易になりつつあるのですから、日本の法律条例規則だけがなぜ昔ながらの訳の分からない文章を使っているのかというのが私の疑問です。何とかならないでしょうかねという感想です。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

議案第5号 公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福利・給与室長説明）

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成22年4月20日提出。三重県教育委員会教育長、向井正治。

提案理由、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則案については、

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

この内容については 2 ページをお開きください。国の動きとしまして、旧国立国際医療センターという組織がありますが、4 月 1 日以降、ここの名前が国立国際医療研究センターとなり、これが独立行政法人に移行します。それで、これまでも独立行政法人化をしますと、私どもについても、この規則を外して通知等の処理ということになりますので、規則からは削除をしまして、通知でもって処理をするということです。

これと同じ例としては、9 年前の 2001 年ですが、水産大学校や航空大学校が独立行政法人化されたことがありまして、このときも通知化されています。これは人事院においても同じ形をとっていますので、三重県においても、通知にして処理をしたいということで、規則からは外させていただくということです。

3 ページに国立看護大学校の看護学部と書いてありますが、これが大きく大括りにとりまとめられ、統合されて、国立国際医療研究センターとして発足するようでして、その形で整備をさせていただくものです。ですから、規則上はここを削除させていただくということのお諮りです。何らそれによって行政上の取扱いが異なるということではありません。規則上の整備でそのようにさせていただきますので、よろしくお願ひします。

【質疑】

委員長

議案第 5 号、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。 -

報告 1 次期教育振興ビジョン（仮称）の審議経過について（公開）

（教育総務室長説明）

次期教育振興ビジョン（仮称）の審議経過について、別紙のとおり報告する。平成 22 年 4 月 20 日提出。三重県教育委員会事務局、教育総務室長。

詳細については、福永教育振興ビジョン策定特命監から説明をさせていただきます。

（教育振興ビジョン策定特命監説明）

それでは、次期教育振興ビジョンの審議経過について説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。まず、会議の開催状況ですが、次期教育振興ビジョンの審議は、教育改革推進会議における全体協議と、教育改革推進会議に設置した 3 つの部会における教育課題ごとの議論を適切に組み合わせることによって進めています。特にその組み合わせ方ですが、各教育課題については、原則として部会で 2 回の議論を重ねた後、全体本会議で議論し、再度部会での議論を行うという形をとるということで審議の深化・充実を図っています。なお、ここには書いていませんが、今のところ事務局の原案は一切提出せずに、委員さん方で白紙の状態から審議を進めていただいています。

教育改革推進会議の開催状況ですが、今まで 4 回開催してしまして、5 回目を 5 月 10 日に開催する予定です。なお、この第 5 回というのは、5 回目というように書きましたが、正確には 22 年度第 1 回です。

3 つの部会の開催状況ですが、まず、（2）教育振興ビジョン検討第 1 部会、この部会は、「特別支援教育、家庭・地域の教育力」をテーマにしています。これについてはかなり開催をしてしまして、第 7 回を明日、開催する予定です。

それから、教育振興ビジョン検討第 2 部会、これは「学力の育成、学校の教育力」をテーマにしています。既に 4 回開催してしまして、下に 印で書きましたが、第 3 回には、外国人児童生徒への対応について、専門的な立場からの説明・意見をいただくために、白塚小学校の教諭を招聘しています。

それから、教育振興ビジョン検討第 3 部会ですが、ここは「豊かな心、健やかな体」というテーマです。既に、4 回開催しています。この部会においても、第 2 回に、いじめ・不登校の対応について専門的な立場からの説明・意見をいただくために、NPO 法人フリースクール三重シューレ代表石山さんを招聘しています。

4 ページをご覧くださいと思います。これまでに決まった事項です。基本的事項について次のとおり合意してしまして、これは以前にも報告させていただいていますので、簡単にご説明します。計画期間が「10 年先を見据えた 5 年間」と決まっています。対象範囲、位置づけについてはご覧のとおりです。

5 ページです。総論の審議状況です。ビジョンの総論部分は次案により「緩やかな合意」を得てしまして継続審議中です。文言については、まだまだ注文がついてしまして議論が続いていますが、緩やかにこのような感じだろうという形で合意をしています。

基本理念を中心に説明させていただきます。基本理念はご覧の四角で囲んだところになっています。「2 つの決意」と、それから、教育の「不易」の部分を盛り込んだ 4 行の基本理念でいきたいと思っています。

中心に据える考え方ですが、10年先を見据えますと、激動の時代だからこそ大切にされなければならない教育の「不易」の部分、「子どもたちの大なる可能性を引き出し育てていくこと」、「子どもたちの成長を促すこと」ととらえて基本理念の中心に据えたいと考えています。それから、「2つの決意」としまして、まず、子どもたちの目線に立つ、子どもたちを信頼して見守るといふ、教育にたずさわるものの決意。それから、多様な主体が連携・協力し、県民総参加で教育に向き合うといふ、地域社会の決意。この「2つの決意」を盛り込みたいと考えています。

この「2つの決意」を盛り込む理由です。まず最初、「子どもたちを信じ」の部分ですけれども、一つとして子どもたちへのメッセージ。子どもたちをかけがえのない存在としてとらえ、その大なる可能性を信じるという基本姿勢を子どもたちへのメッセージとして表現する。後でまた少し説明しますが、中高生懇話会、いわゆるこども会議を開いて子どもの意見を聞いたときに、もっと自分たちを信じて任せてほしいといふ子どもたちの意見が非常に多かったということにも対応するものです。

それから、bのところですが、「三重県こども条例」の制定の動きがありまして、ちょうど教育振興ビジョンと全く時期を同じくする平成23年の春に向けて「こども条例」の制定作業が進められています。こども局がこれを検討しているわけですが、地域社会が子どもをしっかりと見守り育てていこう、子どもの本来持つ育つ力を信じて育てていこう、地域社会をそういうものに変えていこうとする条例を作ろうとしているわけですので、同じ時期に出す教育振興ビジョンとしても、それと相乗効果を発揮するようなビジョンにしていきたいという思いがあり、このことを意識して基本理念に据えています。あと、地域別県民懇談会においても、子どもたちを尊敬できる人間として見るというような意見が非常に多かったということがあります。

それから、もう1点、学校経営品質には「学習者等本位」という根幹をなす理念がありまして、子どもたちの目線に立った教育が三重の教育の礎であるということ踏まえて、この子どもたちを信じるという理念をぜひ盛り込みたいということです。なお、全国的にもこういう文言を理念に掲げているところはそうないと考えています。

それから、2つ目の決意である、「学校・家庭・地域が一体となって」の部分ですが、1点目として、社会全体で教育に取り組む重要性を再認識する時代潮流に今なっている。家庭や地域の教育力の低下とか、社会全体の規範意識の低下が指摘されていまして、社会全体での教育の重要性が再認識されています。これは国の教育振興基本計画にもこの理念が盛り込まれているところです。それからbですが、「新しい時代の公」という理念が三重県政にはあります。これは2行目にも書きましたが、「多様な主体が参画し、行政と共に『公』を担うことにより、住みよい地域社会をつくろうという考え方」でして、三重県政の「文化力」と並ぶ二本柱になっています。これを教育の分野でもやはり実現すると、そういう姿勢を示さなければならないということで重視しています。それから、やはり地域別県民懇談会でもこういった意見が非常に多かったということ踏まえています。

それから、(2)子どもたちに育みたい力ですが、基本理念と併せまして、将来子どもたちに育みたい力を掲げて、三重の教育が目指す子ども像を明示したいと考えています。やはり激動の時代を生きるための力を2項目に整理して示したいと考えています。子どもたち本人が自立していくという部分と、他者と共に生きていく、相互関係の中で生きていくという部分の2つの部分があると思いますので、この2つに分けて、目指す子ども像を示していこうということです。

7ページ、基本方針です。全体を貫く基本的な取組姿勢を示すために基本方針を明記したいと考えています。今、7項目提示しています。「一人ひとりの違いを認め合い個性を伸ばします」というのは、人権的な意識といふか、教育の中で非常に大切にしなければならないものです。 、 、 については、学校経営品質の4つの理念を意識したものです。これは下の留意点のところにも少し書きましたが、4つの理念を盛り込んだということでお考えください。「郷土の教育資源を活かします」ですが、これは留意点の下の方に書いてありますが、県政の政策展開のベースである「文化力」の考え方を踏まえて、これを盛り込みたいということです。「社会の変化に柔軟に対応します」ですが、基本理念に教育の「不易」の部分盛り込んだということで、不易流行の残る「流行」の部分、これを7番に据えたいと考えています。

8ページをご覧ください。基本施策です。次の6区分を基本施策としまして、その下に「特別支援教育の推進」などの施策を分類していこうということで考えています。 、 、 は教育の内容でして、簡単に言いますと、「知、徳、体」です。 が「信頼される学校づくり」ということで、教員とか学校です。 、 は社会の教育ということで、1つが「多様な主体で教育に取り組む社会づくり」。6番目として、「社会教育・スポーツ」というこの6本柱で行けないかというように考えていまして、この下に位置づける施策は今検討中ですが、およそ30前後になると考えています。

それから、各施策の項目構成ですが、ご覧の から で考えていまして、「基本的な考え方」は10年先を見据えています。それから、 の「基本的な取組方向」、それから、「主な取組内容」は5年間で書いていくというように考えています。

それでは、9ページですが、「推進計画の考え方」というのをそこに説明してあります。12年間の計画期間を持つ現行のビジョンは、四次にわたる推進計画を策定して具体的施策を展開してきましたが、次期ビジョンの計画期間は5年間ですので、推進計画は策定せず、ビジョンが推進計画の役割を併せ持つものになりたいと考えています。その理由ですが、今、県政全体の総合計画「しあわせプラン」の次期の戦略計画が平成23年度を初年度とする4年計画の想定で策定作業が進められています。ですので、これに盛り込む4年間の事業内容を検討する必要があるとして、これより短い期間の推進計画を策定する意義は乏しいだろうということで、5年間のビジョン&推進計画という形にしたいと考えています。

それから、11ページ以降の現在のところの審議状況ですが、これは時間の関係もありますので、重要な部分だけ拾い読みさせていただきます。なお、ここには教育改革推進会議の本会議まで行ったテーマを載せてあるというように考えていただきたいと思います。(1)としまして特別支援教育。主な課題認識のところは飛ばしまして、今後の基本的な取組方向だけ説明させていただきますが、主に最初の2つです。「ノーマライゼーションの理念等に基づく共生社会の実現を目指し、より地域に近いところで障がいのある子どもたちへの対応を進めていくという基本方向を重視することが望ましい。10年先を見据え、通級指導教室、特別支援学級、さらには高等学校における特別支援教育の充実を図ることが重要である」ということで、特別支援学校よりも地域の小学校、中学校の特別支援学級等を重視していこうという方向が出ています。

しかし、「一方、今の通学適齢期の子どもたちのニーズに応えることも大切であり、特別支援学校の意義を認め、対応が求められている地域について整備を進めていくことが必要である」としています。なお、意義は認めるということですが、10年後を見据えますと、やはり共生社会の理念の実現を目指して、より地域に近いところのほうに軸足を動かしていくという考え方が示されたということです。

(2)の学力ですが、今後の基本的な取組方向、最初の2つです。まず、「少人数教育のさらなる推進、カリキュラムの工夫・改善等により、基礎的・基本的な学力の確実な定着を目指す」。これが1つです。それから、「知識・技能を活かす力である問題解決能力、コミュニケーション能力等の育成に注力していく」。つまり基礎基本の学力の上に、それを活かす力を育成することに注力していくということです。

次にありますように、「学校教育法の『学力』に加えて、問題解決能力や社会参画意識などを特に育てていくような形で、三重県型の学力育成方針を打ち出せないか検討する必要がある」ということで、今後、その辺がもう少し検討されることになるかと考えています。

(3)豊かな心の育成です。今後の基本的な取組方向の1つ目、「豊かな心の育成に向けては、コミュニケーション能力の育成、体験学習の有効活用、家庭の教育力の向上、地域の幼児や高齢者など多様な人々との交流、地域との連携等を重視していくことが望ましい」ということです。

13ページにいきまして、一番上の です。特に県民懇談会等では規範意識について触れられた意見が多かったのですが、「規範意識は、子どもたちが自らの心を耕していくプロセスを大切にしながら、最低限守らなければならないルールは毅然とした指導を行うことにより育てていく」ということです。

(4)いじめ問題・不登校児童生徒への対応です。まずいじめについては、今後の基本的な取組方向の2つ目、「いじめ問題は『するを許さず、されずを責めず、傍観者なし』という対応を基本に置きつつ、教員個人ではなく、組織として、あるいはチームを形成して対応することが望ましい。学校だけでは対応が困難な場合には、関係機関が連携して問題解決にあたる必要がある」ということです。不登校については一番下の ですが、「不登校児童生徒の支援は徹底して子どもの視点に立つ必要がある。学校に行く、行かないにかかわらず、子どもの人生を犠牲にしてはいけないという観点から、必ずしも学校復帰ばかりにとらわれるのではなく、自己肯定感を回復するための支援環境づくり、及び多様な生き方ができるシステムの構築を進めていくことが重要である」。ここに「必ずしも学校復帰ばかりにとらわれるのではなく」という表現がありますが、学校復帰を目指さないということではありません。ただ、それよりも大事なのは子どもの人生であろうということで、やはり多様な生き方ができるシステムを構築していかなければならないという考え方です。

(5)教員の資質の向上です。今後の基本的な取組方向の1つ目、「優秀な人材を確保するため、教員養成機関との一層の連携を進める必要がある。県教育委員会が教員養成機関に対し、求める教員の資質や能力要件を明確に示し、教員養成機関がその要請に応える形の連携を行うことが重要である」。いわゆる教育委員会と大学等との連携について触れられている部分です。それから、この教員の資質の向上については、採用に関するのと、いわゆる研修に関するところが議論になったわけですが、研修に関するところについては、この部分の下2つにあります、「教員の研修は特に『授業の改善』を重視し、学校の授業にどう役立っているかを絶えず検証し、継続的に改善をしていく必要がある。次の、「教育委員会がリーダーシップを発揮して、OJTによる人材育成を進める必要がある」等の議論になっています。

(6)教員が働きやすい環境づくりです。これは教員の多忙化とか、教員の精神的負担が非常に高まっているということで、それにどう対応していくのかの議論なわけですが、15ページ、今後の基本的な取組方向の3つ目、「子どもたちの指導に関わることは教員が責任を持つという体制を堅持した上で、子どもたち

の指導に直接関わらない『事務的な』業務を、外部人材を含めた他者がサポートしていくという方針を打ち出すことが望ましい」。それから、精神的負担の軽減に向けては、一番下、「困難事案は教員が個人的に問題を抱え込むのではなく、チームやグループで知恵を出し合い、組織的に対応する仕組みを構築する必要がある。また、理不尽なクレーム等に毅然とした対応を行うため、教育委員会の中に法律相談的な窓口を設置し、学校現場を支援することが望ましい」、このような議論が今進んでいるところです。

16 ページには、県民懇談会の内容を示させていただきましたが、これについては以前報告させていただいたので、簡単に触れさせていただきます。全部で 86 名の参加でした。

17 ページ、こども会議の概要です。これは(2)の開催方法をご覧ください。健康福祉部こども局の事業である「こども会議」を活用して開催させていただきました。会議のテーマ(3)は、「こんな学校だったらいいな、今の学校のこんなとこいやだな」～今、学校に望むこと～という題名でさせていただきました。(4)にありますように、4つの中学校、高等学校で、全部で 41 名の参加を得て開催しました。会議の進め方は、司会進行は子どもたちがやる。それから、独自の方法で会議をするということで、率直な意見を出していただけるように、こちら工夫をさせていただきました。意見の概要の3番目ですが、子どもたちの意見の多くに共通するのは、「もっと自分たちを信じて任せてほしい」「もっと自分たちの立場に立ってほしい」という真摯な思いでした。こういうことも踏まえて、基本理念に反映させていただいたということです。

最後に、今後の予定ですが、最後のページです。今年は教育改革推進会議を6回開催し、最後は11月あたりで教育振興ビジョンを策定したいと考えています。第3回教育改革推進会議は7月上旬あたりに予定をしていますが、このあたりでビジョンの中間案を審議していきたいと考えています。このビジョンの中間案は教育委員会事務局から提案し、3回4回あたりでその中間案を固めていき、パブリックコメントを9月ごろに実施して、その後、教育改革推進会議を2回開催して最終案を固めていきたいと、このように考えています。

説明は、以上です。

【質疑】

委員長

報告1はいかがでしょうか。

丹保委員

多分、議論し出したらきりがないので、簡単なところだけでとどめておきますが、基本理念の中で「子どもたち」という言葉が多いんですね。これは何らかの意図があるのですか。普通、子どもと子どもたちとは意味が違ふと思います。ここはほとんど「子どもたち」でまとめているようですが、例えば、「子ども条例」や「子どもの人権」のように「子ども」で複数を表すというのはよくあります。「人間」の場合は複数と単数はないわけですので、あえて「子どもたち」というように理念の中でそれを使っているのは、多分かなり意味がないと、理由がないと使いにくいと思うんですね。何か「子どもたち」という言葉が非常に気になるんですよ。そここのところの説明をお願いしたい。「子どもの目線に立ち」で十分だと思うんですが。「子どもたち」としたら、全部「子どもたち」になる。何かこの辺が気になるのですが、説明はありますか。

教育振興ビジョン策定特命監

「子ども」と「子どもたち」で今のところ、それほど深く議論したことはないのですが、基本的に複数を表す言葉として使っているという形です。元々「児童生徒」にするのか「子ども」という言葉を中心に使うのかで少し議論はありました。ただ、児童生徒というと、どうしても小学校から高等学校の子どもたちになってしまいますので、これからの振興ビジョンは例えば、幼稚園の子どもなども対象にしていきたいし、家庭教育なども対象にしているので、できるだけ「子ども」という用語を基本的に使っていこうかと考えているところです。その中でも複数というイメージで「子どもたち」をビジョンの中でも多用していくことになるのかというように考えているところです。

丹保委員

少し考えてみた方がいいのではないかという気がします。「子どもたちの人権」とはあまり言わないですよ。だから「子どもたち」とあえて言うときには、それなりの意味があるので、それを少し考えておかないといけないのではないのでしょうか。日本語の場合は単数・複数というのは必ずしも「たち」をつけなくてもいい。例えば「泥棒に入られた」という場合は、泥棒が何人いるかは分からないですよ。だから、そういうのは少し考えておかないといけないのではないかという感想です。特に理念ですので、これは前面に出ますのでね。そういうことを少し言っておきたいと思います。

他にもたくさんありますが、今まだ審議中で検討中ということですので、あまり触れないことにします。

竹下委員

うまくまとめてくれて、うまく説明してくれて、推移がかなり分かりやすかったのですが、ありがとうござい

ざいます。

その上で聞くのですが、批判ではなくて私の単なる感想意見です。例えば、5ページ以降を作ったのは、これは事務局の方で話を聞いて整理したことですか。このときに例えば、「学校経営品質」とか、あるいは「新しい時代の公」とか、いろいろな現在の三重県の中での、あるいは教育委員会の中での施策、もしくは施策の援用がいろいろとされていますが、委員の方々は別に意識は何もしてないのでしょうか。そういうことはしてないのでしょうかから、一度見てみたいと思うのは、委員の人たちの生の意見というか、皆さんのまとまってきた、何となく生のまとまり方、そういうものを見たいと思います。そのときには別に過去のことにはとらわれていないでしょうし、今の印象だけでやっていると思います。そういうものが元になっていて、そこに事務局、あるいは教育委員会の発想を付け加えてビジョンができていくのでしょうかから、最初からこういう形で整理されていくと非常に理解はしやすいのですが、やはり教育委員会の事務局の主導の下に影響されていくということになりますので、あるいは委員の方々もそれで引きずられていくということになると思いますから、できればあまり今までのことは気にせず、委員の方々が純粋に考えて、これからどうしようかと考えたことをまとめ上げていって、その上でいろいろなことをかみ合わせていくことが必要だろうと私は思っています。

その際にちょっと細かなところで気になるのが、例えば、6ページで先ほどからの「子どもたち」とか「子ども」というのがありますが、多分「子どもたち」と使っているのは、特定の子どもの意見ではなくて、皆さんで考えた子どもの意見ということで、「子どもたち」という通称を使ったのだろうと私は理解しています。だから、こういう子どもたちの目線について純粋にきちんとした目線があるわけではなくて、我々が考える目線はこうだというようなもので整理をし、そういうのに立って見ているのだろうと思います。そのときに委員の方々から出る意見としては、おそらく例えば、13ページに規範意識などということが出ていますが、要するに規範意識が重要だ、それでもって毅然とした指導を行うことが重要だ、ということからいくと、これは子どもの目線、あるいは子どもたちの目線というよりは、やはり訓練が必要である、世の中のルールに従ってもらうという訓練が必要だから、そういう訓練をきちんとする。現在はあまりにもその辺が欠けているのではないかと。子どものことを重視するあまり、子どものまだ未熟な意見に従って、ルールなど従いたくないというようなことがあれば、それに応じてしまうような風潮が無きにしもあらずで、だからもっときちんと訓練をしようではないかというような発想が出てきているのではないかと思うのですが。

それからいきますと、この「子どもたちの目線」などというのはあまり最初から重視しすぎるとおかしくなってくるところから。委員の方々が言うのは別ですよ。委員の方がそうやって言うのなら、それはそれでいいのですが、こちら側からそういうものを押しつけるのは止めにして、一体どのように委員の方々が子どもの教育をしようと考えているのか。そういうものは、相当出てきているはずですから、そういうものを整理して、その上で、これはこういう新しい時代の公というものをここで付け加えとか、あるいはやはり子どもの目線という事柄を重視しているのだから、それを付け加えていくとかというようなことになってくれれば非常に見やすいというか、理解しやすいと思うのですが。それが希望というか、感想です。

ただ、これだけまとめてもらってありがとうございます。非常に理解しやすい。

教育振興ビジョン策定特命監

1点だけ。今の規範意識のところですが、確かに最低限のところはやはり指導していかなければいけないという意見もあります。

ただ、子どもたちの目線に立つという意見は相当強く出ていまして、同じ怒るにしても、やはり違うだろうということ。上から目線で厳しく鍛えるという考え方と、やはり一度、子どもたちの目線に下がって、子どもたちの未来を信じて育んでいく方向で叱るというのはやはり違うだろうというところがあります。この規範意識の中でも、まったく上から押さえつけるような考え方というので言われているのではないと感じていますので、そここのところはやはり説明の中でしっかり書いていく必要があると思います。

委員長

よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告2 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について(その1)(公開)

(予算経理室長説明)

損害賠償の額の決定及び和解にかかる専決処分について、別紙のとおり報告する。平成22年4月20日提出。三重県教育委員会事務局、予算経理室長。

1枚めくっていただけますでしょうか。これは県議会へ報告する様式にのっとって記載したものです。本報告案件については、公用車による交通事故についてです。表の一番右側、専決年月日に記載があります。3月30日、この日に知事が損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分をいたしましたので、県議会

に報告することになります。そのため、事前に教育委員会に報告するものです。

事故の内容については、左から2つ目の損害賠償の義務の発生原因となる事実の欄に事故の内容が書かれています。平成21年7月29日、伊勢市朝熊町地内にあります県営サンアリーナ敷地内において発生しました県立明野高等学校の公用車による公務上の事故です。もう少し詳しく内容を説明しますと、職員が公用車を左側に寄せて縦列駐車をしようとしてまして駐車中の乗用車の右側前方部分に接触しまして、フロントバンパーとヘッドライトに損傷を与えたという内容のものです。職員は当日、サンアリーナで開催された全国高等学校総合文化祭の開会式に飾りつけした花壇などを撤収する目的のために、公用車を現場付近に駐車しようとしていたものです。なお、公用車は若干傷がついた程度で、修理の必要はありませんでした。表の損害賠償の額、右側2つ目です。この欄をご覧ください。駐車中の車でしたので、過失の割合としましては県側が10、相手側が0ということで和解しました。相手方の損害額26万1,242円、これを全額県が加入保険により賠償させていただきました。

以上です。

【質疑】

委員長

報告2はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告3 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について(その2)(公開)

(予算経理室長説明)

損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、別紙のとおり報告する。平成22年4月20日提出。三重県教育委員会事務局、予算経理室長。

2ページの専決処分の報告をご覧ください。本報告案件も先ほどと同じでして、公用車による交通事故についてのものです。表の一番右側の欄、専決年月日のところをご覧ください。4月1日に知事が損害賠償の額の決定、和解に係る専決処分をしています。今後、県議会に報告することになります。そのため、事前に教育委員会に報告するものです。

事故の内容については、左から2つ目、損害賠償の義務の発生原因となる事実の欄に事故の内容は書いてあります。平成21年8月3日です。松阪市茅原町地内の県道交差点において発生しました県立昂学園高等学校の公用車による公務上の事故です。これももう少し詳しく説明しますと、職員が学校用務のため公用車で、軽トラックですが、松阪市内に出向く途中、信号のない県道交差点を直進しようとしてしたところ、左から直進してきた相手方車両と接触しました。相手方は会社の車、つまり社有車を運転していましたが、社有車の前方部分と公用車の左側の後方部分が接触しまして、双方の車が損傷を負ったというものです。相手型の車両の損傷はフロントバンパーとヘッドライトです。公用車はリアのボディーとタイヤを損傷しています。なお、この際、相手方のドライバーなのですが、現場検証立ち会い中に気分が悪くなったという訴えがありましたので、その場で救急車を呼んで病院へ搬送されていますが、当日、検査を受けて、入院せずその日のうちに帰宅されている状況です。

本件については、相手側は社有車に乗っていましたため、車の所有者である会社との物損事故に関する交渉、これとドライバーに対する人身事故に関する交渉、この2つを分けて示談交渉を進めています。今回は車の所有者と進めていました物損事故に関する損害賠償額の決定と和解についての報告です。なお、人身部分についても、別途示談交渉を進めているところです。表の右から2つ目、損害賠償の額の欄をご覧ください。物損事故の過失割合としましては、県側が90、相手側は10ということで和解しました。相手方の損害額は89万2,500円で、その9割に相当する額である80万3,250円を県が加入保険により賠償しました。なお、公用車の損害については26万8,644円で、1割は相手方の保険により対応しますが、残りの24万1,780円は県負担となります。

説明以上です。

【質疑】

委員長

報告3はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

報告4 平成22年度三重県立高等学校入学者選抜・平成22年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について(公開)

(高校教育室長説明)

平成22年度三重県立高等学校入学者選抜・平成22年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。平成22年4月20日提出。三重県教育委員会事務局、高校教育室長、特別支援教育室長。

まず、高校教育室よりご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。1前期選抜等の(1)前期選抜については、2月8日9日に全日制課程5校120学科・コース、定時制課程5校11学科、通信制課程1校1学科で、学科・コースの特色に応じた検査により実施しました。全日制課程は昨年度に1校2学科減となっていますが、これは宮川高等学校と相可高等学校が統合したこと、四日市西高等学校の普通科が後期選抜のみで実施したことによります。定時制課程と通信制課程の実施学校数は昨年度と変更ありません。全日制課程では募集人数が4,205人に対して昨年度より376人多い8,822人が志願し、合格内定者は4,496人でした。定時制課程及び通信制課程についてはご覧のとおりです。(2)の連携型中高一貫教育にかかる選抜については、全日制課程3校4学科で実施し、志願者93人で、1名の受検辞退者を除く全受検者の92人が合格内定となりました。(3)の特別選抜は、高等学校を中途退学した者など、既に中学校を卒業した者が対象となる選抜ですが、全日制課程1校、あけぼの学園高等学校ですが、募集人数4人に対して1人が志願し、合格内定者がいませんでした。定時制課程では3校8学科で実施し、募集人数36人に対して30人が志願し、23人が合格内定となりました。

次に2の後期選抜に移ります。3月11日に学力検査を実施し、3月18日に合格者発表を行いました。全日制課程では募集人数8,859人に対して志願者数は10,294人です。最終志願倍率は1.16倍でした。これは前年度と比較して0.02ポイントの増です。定時制課程では募集人数619人に対して、志願者数は294人であり、倍率は0.47倍でした。こちらは前年度と比較して0.10ポイントの減となっています。通信制課程は募集人数420人に対して志願者数が70人で、倍率は0.17倍。前年度と比較して0.01ポイントの増でした。(2)の合格者の状況については、全日制課程は募集定員13,465人に対して合格者が13,231人であり、充足率は98.3%です。定時制課程は募集定員800人に対して合格者が395人であり、充足率は49.4%です。通信制課程は募集定員440人に対して合格者が87人であり、充足率は19.8%です。なお、印の秋期募集については、北星高等学校で9月に実施します。

次の資料の2ページをご覧ください。再募集は、全日制課程20校30学科・コース、定時制課程12校12学科、通信制課程2校2学科で実施しました。全日制課程では募集人数235人に対して303人が志願し、合格者は182人でした。定時制課程では募集人数405人に対して120人が志願し、合格者が70名、通信制課程は募集人数353人に対して志願者数63人で、合格者が56人でした。追加募集については、夜間定時制課程10校10学科で実施し、募集人数335人に対して59人が志願し、合格者は30人でした。

最後に、すべての選抜を終えての合格者総数は、全日制課程が1万3,418人、定時制課程が465人、通信制課程145人です。これは3月11日の後期選抜をやむを得ない事情で欠席し、追検査を受けて合格した人数も含んでおり、最終的な充足率については、全日制課程99.7%、定時制課程58.1%、通信制課程33.0%となりました。以上で平成22年度三重県立高等学校入学者選抜の概要についての報告を終わります。

続きまして、平成22年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要についてですが、報告者を特別支援教育室長に代えてご説明いたします。

(特別支援教育室長説明)

それでは、続きまして、平成22年度三重県立特別支援学校入学者選考について報告をいたします。2ページの資料をご覧ください。まず、大変申し訳ありません。資料に誤りがあります。この2月9日の選考の部分です。上から5段目にあります杉の子特別支援学校と同石薬師分校ですが、杉の子特別支援学校の受検者、合格者、全てここは0です。したがって、中学部からの合格者数も0というように表記を改めてお願いを申し上げます。その結果、石薬師分校のところは1名増えまして受検者15名、合格者も15名、中学部からの合格者は6名というようにご訂正をよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成22年度県立特別支援学校入学者選考については、あらかじめ1月29日までに教育相談を行った生徒に対しまして、県立高等学校の前期選抜に合わせて2月9日に実施をしました。さらに、再募集については、県立高等学校の後期選抜期に合わせて3月11日に実施をしました。それでは、まず、2月9日に実施しました選考については、それぞれの当該の特別支援学校において教育相談を受けた者のうち、県立特別支援学校15校の合計として、243名が受検をしました。243名全員が合格しました。その内訳については、特別支援学校は中学部からの合格者が99名、地域の中学校からの合格者が144名です。なお、その他の各校の状況については資料のとおりです。杉の子特別支援学校石薬師分校については、西日野にじ学園の中学部の生徒5名を含んでいます。

次に、3月11日に実施をしました再募集についてです。当該の特別支援学校において教育相談を受けた

者のうち、特別支援学校 8 校で 15 名が受検をしまして、合格者 15 名という結果です。その内訳については、特別支援学校の中学部からの合格者が 4 名、地域の中学校からの合格者が 11 名です。また、1 名については、この両日の選考の日に入院をしていた関係で、北勢きさら学園の 1 名が追選考を行いまして、受検し、合格としました。以上が結果ですが、選考、再選考、追選考による選考合わせて 259 名が合格しました。内訳は、特別支援学校中学部から 104 名が合格をしました。地域の中学校からの合格者は 155 名でした。なお、合格発表後の辞退者は、2 月 9 日の選考で合格をしました 2 名です。聾学校の 1 名は筑波大付属聴覚特別支援学校へ入学をします。また、もう 1 名、西日野にじ学園を受検しました合格者については、大橋学園に入学をしました。以上が平成 22 年度三重県立特別支援学校入学選考の概要についてです。報告は以上です。

【質疑】

委員長

報告 4 はいかがでしょうか。

丹保委員

2 つあります。1 つは中学校から高校に進学する率の問題ですが、400 増えているということですが、大体どういう増え方をしているのかということです。それから、特別支援学校の方ですが、これは率はまだいいんですが、数的に増えているのか、増えていないのか、その辺のところをお聞きします。

高校教育室長

中学校卒業者全てのですか。

丹保委員

傾向でよろしいのですが、中学校を卒業した学生が高校へ進学する数が例年に比べて増えているのか、増えていないのか。400 名増えているということなので、たぶん若干、率としては増えてるのではないかと想像はできますが、学生数、子どもの数の問題がありますから、それを加味するとどうなるのか。

高校教育室長

昨年度の中学 3 年生の数自体が多かったものですから、受検者が多くなっていると思います。率は少し待ってください。

副教育長

中学校卒業者は 700 名ぐらいで、この 3 月は多かったです。クラス数を、12 学級ぐらい増をしました。全日制は計画進学率が 92.3%か 4 % ぐらいだったと思いますが、92%に全日制が達しなかった。トータルすると定時制と通信制を入れると 96%ぐらいでして、大体 96%から 97%の間を推移はしています。来年度の入学者の募集定員枠については、3 階の財政の方から 92.3%ぐらいの募集枠は多すぎるのではないかと、もう少し減らすべきではないかという話があります。今後、予算調整、要は生徒数の募集枠によって教員定数が決まってくるので、そのあたりでもう少し絞った方がよいのではないかとことを財政当局から言われています。進学率そのものはほとんど 96%から 97%、定時制、通信制、それから高専というのがありますので、そのぐらいかという状況です。

丹保委員

高校の無償化とか、経済的な不況の問題とか、そういうのが非常にありますので、そういうことの影響などが関係あるかと思って伺ったのですが、それほど影響はないということですか。

副教育長

そうですね。昨日も実は伊勢高校へ行かせてもらったのですが、県立高校への志願者が増えたのではないかという話がありました。11 万 9,800 円かかる授業料が県立高校だったら無償で手当されるわけですが、私学はそれより授業料が高い。そこで所得制限がかかり、所得制限より以下の人だったらまだ割増しの授業料が交付されるわけですが、そこまでいかないから県立で無償の不徴収の方へ回るといのが多かったのではないかという話が、高校の関係者からも言われることです。そのために安全な県立高校へ行きたがると。要は今までだったら私学を滑り止めにしておいて、そして、例えば、伊勢高校は難しいなと思って受検した。しかし、今回の場合は県立へ入っておいた方がいいということで、違う高校、例えば、宇治山田高校とか、その周辺の高校へ行ったのではないかというのが、現場の先生の声です。

丹保委員

詳しいことはこれからということですか。

副教育長

これからということです。

丹保委員

分かりました。

高校教育室長

今、副教育長が説明していただいたとおりだと思うのですが、確かにきちんとした分析をしたわけではあ

りませんが、私自身が平成 22 年度と 21 年度と現場の校長をしまして、平成 20 年度については、前期を受けてくれたけれども残念ながら合格内定とならなかった者が、私学の方へたくさん行った印象がありますが、平成 21 年度、つまり平成 22 年度入学者選抜においては予想以上に残っていただいたという印象があります。やはり公立の無償化の影響が大きかったという感触は持っています。

特別支援教育室長

特別支援学校の状況ですが、昨年度平成 21 年度の入試については、合格者が 216 名、入学者が 214 名となっていて、今年と比べますと 43 名の増となっています。

丹保委員

ということは、かなり増えているということですね。分かりました。

委員長

よろしいでしょうか。

副教育長

報告がなかったのですが、新型インフルエンザの件で、試験の予備日をもう一日作ったわけなのですが、新型インフルエンザの影響はほとんど通常ベースで推移したということで、特段、新しい制度を設けて現場が混乱したというようなことはなかったということです。転ばぬ先の杖ということで、そういうことをしておいたことがよかったのかなと思っています。教育委員会の皆様にはありがとうございました。

竹下委員

今どうなっているのですか、新型インフルエンザは、あれから出ているんですか。

学校教育分野総括室長

今は全然出ていないですね。児童生徒の方では出ていない。

竹下委員

もう蔓延してしまったということですか。

学校教育分野総括室長

医師会に聞いたのですが、かなりの子どもがもう免疫を持っているのではないかというようなことでした。

委員長

報告 4 はよろしいでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

議案第 6 号 平成 22 年度三重県教科用図書選定審議会の委員の任命について（秘密会）

小中学校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 7 号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 8 号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

議案第 9 号 三重県銃砲刀剣類登録審査委員の任命について（秘密会）

社会教育・文化財保護室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。